

### 令和4年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和4年5月18日

自治体名 (福祉事務所名)	周防大島町 (周防大島町福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (令和3年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 <sup>(※)</sup> (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)								
			87.7%	80.0%	70.7%	9.3%								
<b>&lt;現在の状況&gt;</b> 1. 先発医薬品を調剤した事情 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>先発医薬品を調剤した事情</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・医師、薬剤師の専門的な知見に基づく判断</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・薬局在庫のため</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・院内処方では後発医薬品の在庫が不十分</td> </tr> </tbody> </table> 2. 関係機関への説明の状況 関係機関への説明は、一部を除き行っていない。 (医師会、歯科医師会及び薬剤師会の各会長には説明済み。)				先発医薬品を調剤した事情	1	・医師、薬剤師の専門的な知見に基づく判断	2	・薬局在庫のため	3	・院内処方では後発医薬品の在庫が不十分	<b>&lt;対応方針&gt;</b> <b>服薬指導の実施</b> ○ ケースワーカーの訪問の際に、被保護者は後発医薬品の服用が原則であることを伝え、医師等から後発医薬品の服用を勧められた際には、断らないよう説明。  <b>関係機関への説明</b> ○ 生活保護の医療扶助における後発医薬品の普及促進について説明し、協力を得る。  <b>薬局における備蓄について</b> 特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)  <b>その他</b> 特段なし			
	先発医薬品を調剤した事情													
1	・医師、薬剤師の専門的な知見に基づく判断													
2	・薬局在庫のため													
3	・院内処方では後発医薬品の在庫が不十分													
<b>&lt;使用促進が進んでいない原因&gt;</b> ○ 院内処方が多い。 ○ 薬局と福祉事務所の連携が不十分。 ○ 新型コロナウイルス感染拡大を警戒し、医療機関等への訪問が不十分となった。			<b>&lt;備考&gt;</b>											

※ 令和5年度までに80%達成を目指す。